

日時 平成29年4月26日(木)
16:00~16:30

場所 B棟2階 市長応接室

◇あいさつ

◇案 件

職員の懲戒処分等について

◇出席者

消防長、総務部長

(お問合せ先)
氷見市 市長政策・都市経営戦略部
企画政策課 広報広聴担当
TEL 0766-74-8012 FAX 0766-74-0692

平成 29 年 4 月 26 日
総務部 総務課
消防本部 警防課

職員の懲戒処分等について

- 1 対象職員
消防署・消防司令補（47 歳）
- 2 処分の内容
停職 6 カ月
- 3 処分の理由

平成 29 年 2 月 27 日に停職 2 カ月の懲戒処分になった司令補が、平成 29 年 3 月に、停職処分理由となった「消防本部におけるパワーハラスメント」に関する証人に対し、威迫によって不安・困惑の念を生じさせたこと、また、正当な理由もなく、パワーハラスメントの被害者に複数回にわたり連絡をとり面会を求めたことは、いずれも反社会的な違法行為である

停職期間中のこの行動は、過去の非違行為も含めて反省しているとは言えず、このことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったものであり、市職員全体の信用を失墜させるものであるから、地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号の規定により懲戒処分を行うものである

- 4 処分年月日 平成 29 年 4 月 27 日（木）

※威迫について

パワーハラスメント案件の証人及び被害者に対する電話、メールは刑法の証人等威迫罪の威迫の定義に該当する。